

新 旧 条 文 対 照 表

(新)

(旧)

(公告の方法)

第50条 この組合において公告しなければならない事項は、この組合及び事業所の掲示板に掲示し、又は組合ホームページに掲載する。

(公告の方法)

第50条 この組合において公告しなければならない事項は、この組合及び事業所の掲示板に掲示し、又は組合機関誌に掲載する。

附則 この規約は平成25年5月1日から施行する。

附則 この規約は平成22年6月7日から施行する。